

省エネ住宅新築等補助制度 よくある質問

補助事業全般

R8.7.6

No	質問	回答
1	どのような住宅が補助対象となりますか。	県内における、戸建て住宅、併用住宅（住宅部分のみ）であって、以下の要件に合致するものが補助対象となります。 ・県内に主たる営業所を有する中小工務店が施工すること ・ZEH水準の省エネ性能を有すること ・子育て世帯・若者夫婦世帯のどちらにも該当しないこと
2	中小工務店の定義は何ですか。	本事業においては、直近3年間に於いて元請として工事を請け負った新築住宅の戸数の平均が50戸未満の事業者をいいます。ただし、住宅フランチャイズ（ハウスメーカー等がフランチャイズ本部となり、本部の商品、営業は販売に関するノウハウを加盟店である工務店等が使用できる事業契約をいう。）に加盟している事業者は対象外となります。
3	中小工務店の基準となる「50戸」には県外の実績も含めますか。	県内外にかかわらず、 当該事業者が直近3年間に於いて元請として工事を請け負った新築住宅の戸数の平均が50戸未満 であることが要件になります。 なお、複数の支店を有する事業者においては、県内外の全ての支店の実績を合計した戸数とします。
4	ZEH水準の省エネ性能の具体的な基準は何ですか。	・外皮平均熱貫流率（UA値）が0.6W/m ² ・K以下であること ・設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量と比較して20%以上削減されていること（BEI≦0.8であること）
5	子育て世帯・若者夫婦世帯の定義は。	○子育て世帯 令和7年4月1日の時点で18歳未満の子を有する世帯 ○若者夫婦世帯 令和7年4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯 ※子育て世帯及び若者夫婦世帯の定義は国の「みらいエコ住宅2026事業」を引用していますので、当該事業のホームページも参考にしてください。 (URL : https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/)
6	新築住宅とはなんですか。	新築住宅とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項の規定によります。 具体的には、完成から1年以内で人の居住の用に供したことがない住宅をいいます。 なお、ここで言う1年は、建築基準法に基づく「検査済証の発出日」から「売買契約の締結日」までとします。

省エネ住宅新築等補助制度 よくある質問

補助事業全般

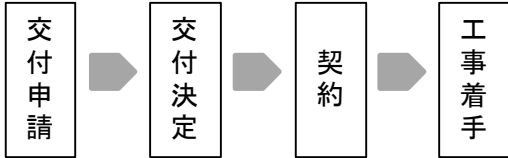
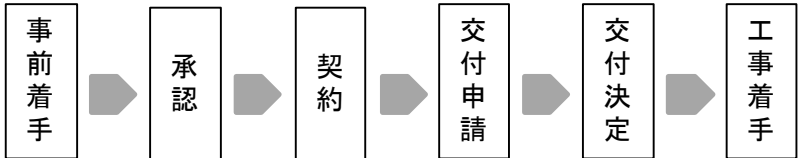
R8.7.6

No	質問	回答
7	別荘（セカンドハウスなど）は対象となりますか。	別荘等は対象外です。
8	いわゆる二世帯住宅の場合は世帯ごとに申請できますか。	住宅1戸に対して1回のみの申請になります。 なお、建築確認申請上の用途が「共同住宅」や「長屋」の場合は一戸建の住宅ではないため、対象外です。
9	代理（業者等）申請はできますか。	住宅の取得者本人が申請を行ってください。
10	県外の住民が申請できますか。	申請時点で県外に居住していても、補助を受けた県内の住宅へ居住するのであれば申請可能です。
11	申請者と居住者は異なっても良いですか。（親が、離れて暮らす子の住宅の新築に対して申請する場合など。）	自ら居住するための新築及び購入が対象となるので、申請者と居住者が異なる申請は認められません。
12	工事請負契約の名義は申請者と異なっても良いですか。	工事請負契約の名義は、申請者名としてください。
13	普通預金の口座を持っていません。補助金の支払先は、申請した者でなければなりませんか。	原則、申請者の普通預金の口座に支払いますが、申請者以外の口座に支払う場合は、委任状を添付してください。その場合、押印が必要です。
14	国、県、市町が実施している補助制度と重複した申請はできますか。	国及び県が補助する他の補助制度とは重複して申請できません。 なお、市町の補助金でも国費や県費が入っている場合は重複して申請できませんので、市町の申請窓口に御確認ください。

省エネ住宅新築等補助制度 よくある質問

補助事業全般

R8.7.6

No	質問	回答
15	すでに工事を始めている場合や工事が完了している場合でも、申請できますか。	○申請できません。 ○原則、交付申請書を提出して、交付決定通知書を受け取ってから契約し、工事を行うものが対象となります。 ○「事前着手届」を提出し、承認を受けた場合は、交付決定前に契約をすることができます。この場合も、交付決定前の工事着手は認められません。 ＜通常の手続きの流れ＞  <pre> graph LR A[交付申請] --> B[交付決定] B --> C[契約] C --> D[工事着手] </pre> ＜事前着手届を提出した場合の手続きの流れ＞  <pre> graph LR A[事前着手] --> B[承認] B --> C[契約] C --> D[交付申請] D --> E[交付決定] E --> F[工事着手] </pre>
16	工事に着手してから、この制度のことを知りました。今から申請できますか。	工事着手後の申請はできません。
17	申請書等の提出はどのような方法がありますか。	○県ホームページの申請受付フォームにてオンラインにより申請してください。 ○郵送による提出は受け付けません。
18	申請書等の提出書類の様式は、どこで手に入りますか。インターネット上から取り出すことはできますか。	補助金に関する提出書類の様式は、県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。
19	交付決定前の契約は認められませんか。	「事前着手届」を提出し、承認を受けた場合は交付決定前に契約をすることができます。 この場合も、交付決定前の工事着手は認められません。
20	事前着手届はどのタイミングで提出するのですか。	交付申請前にご提出いただき、承認を受けてください。その後、契約、交付申請、交付決定、工事着手という流れになります。
21	補助金の申請はいつから受付を開始しますか。	○R8年度は2期制となっています。R8年度の第1期はR8.5.11から、第2期はR8.11.2から申請受付開始です。 ○申込受付は先着順で予算がなくなり次第終了となります。

省エネ住宅新築等補助制度 よくある質問

補助事業全般

R8.7.6

No	質問	回答
22	補助予定件数を教えてください。	第1期は30件程度、第2期は30件程度を見込んでいます。
23	住宅の付属建築物（いわゆる離れや倉庫）は対象となりますか。	なりません。
24	工事中、工事完了後の検査などがありますか。	原則、書類審査のみです。 ただし、提出された書類について、不明な点や内容を確認する必要があると認められる場合は、現場の検査を行う場合があります。
25	この制度は来年度以降も続きますか。	未定です。
26	補助金は課税対象になりますか。	○補助金は経済的利益となり、一時所得として所得税の課税対象になると考えられます。具体的な取扱いは、税務署又は税理士に御確認ください。 ※一時所得の金額の計算においては、最高50万円の特別控除の適用があります。 ○補助金が付与された住宅について、住宅ローン減税等の税額控除の適用を受ける場合には、住宅の取得対価等の額から補助金の額を差し引いて控除額を計算する必要があります。
27	この制度における「住宅」の定義はなんですか。	人の居住の用に供する建物、建物のうち人の居住の用に供する部分をいいます。
28	補助金を受けて新築（購入）した住宅を売却することになりましたが、手続きが必要ですか。	本補助金を受けて新築（購入）した住宅を売却する場合は知事の承認が必要になることがありますので、県住まいづくり課までご相談ください。
29	工事完了や引越し、入居はいつまでにする必要がありますか。	工事完了後の実績報告にて、補助対象住宅への入居が確認できる住民票の提出が必要となります。 そのため、実績報告までに住民票の移転を完了していただく必要があります。 なお、実績報告は補助対象事業の完了日から起算して30日以内に提出する必要があります。 ※実績報告の最終提出期限は、第1期が令和9年3月12日（金）、第2期が令和10年1月31日（月）です。

省エネ住宅新築等補助制度 よくある質問

補助事業全般

R8.7.6

No	質問	回答
30	補助対象事業の完了日とはいつですか。	補助対象事業の完了日は、事業の種別に応じて以下のとおりです。 ・省エネ住宅の新築：対象住宅に対する検査済証の発行日 ・新築省エネ住宅の購入：対象住宅の引渡し日 ※事業完了の最終期限は、第1期が令和9年3月12日（金）、第2期が令和10年1月31日（月）です。
31	事業完了期限までに工事が完了しません。完了期限の延長はできますか。	事業完了期限は延長できません。 完了期限までに事業が完了しない（検査済証が発行されない等）ことが確定した時点で、事業廃止届の提出が必要となりますので、県住まいづくり課までご連絡ください。
32	申請に費用はかかりますか。	申請手数料はかかりません。ただし、申請時に必要な提出書類の準備（省エネ性能に係る評価書の取得代等）は、申請者のご負担になります。
33	補助事業着手日とは、実際に工事に着手した日ですか、それとも、契約日ですか。	補助事業着手日とは契約日です。工事の着手や支払い（前払いを含む。）は契約日以降としてください。
34	住民票の写しや、マイナンバーカードを提出する際に個人番号（マイナンバー）の記載は必要ですか。	個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。
35	交付申請時にBELS等の評価書の取得が必要ですか。	交付申請までに取得していただく必要はありませんが、実績報告時に最終的な計画に対する評価書の提出が必要となります。 工事完了前に取得したもので結構ですが、必ず竣工時の仕様等と整合性をとってください。
36	書類の提出先をおしえてください。	○交付申請・実績報告は、専用ホームページにてオンラインでの提出となります。 ○請求書・事前着手届は県住まいづくり課へメールでの提出となります。

省エネ住宅新築等補助制度 よくある質問

補助事業全般

R8.7.6

No	質問	回答
37	実績報告時に提出する「納品書等」とは具体的に何を添付すればよいですか。	省エネ性能の計算に反映している以下の製品に関する納品書や施工証明書をご提出ください。 ・断熱材 ・サッシ及びガラス ・換気設備 ・熱交換システム（熱交換を計上している場合） ・給湯設備 ・水栓（節湯方式を採用している場合） ・高断熱浴槽（採用している場合） ・照明設備 ・その他、省エネ計算に反映しているもの等（再エネ設備を除く） ※納品書等には、納品先（事業名）と納品日を明示してください。